平成25年度　教育相談全体構想

生徒指導提要

一人一人の児童生徒の健全な成長を促し，児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための**自己指導力**の育成を目指す。

自己実現の基礎にあるのは，**自己選択や自己決定**である。

重点目標

きき合い　学び合い　支え合う　美しい学校

中学校学習指導要領

県の指導の努力点

(1)児童生徒個々への対応の充実
(2)学校全体としての取組の充実
(3)家庭・地域社会，関係機関・団体との連携の強化

教育相談の目標

きき合い　学び合い　支え合う　教育相談

教育相談の基本方針

(1)　まず，生徒を丸ごと引き受ける

特に，問題を抱える生徒の心の闇や困り感(辛さ，憤り)を聴き，**問題の背景を探り，それぞれの生徒に希望を与える。**

(2)　学び続ける生徒は，決して崩れない

とにかく，生徒とかかわり続ける。**教師の言葉が生徒の心に届かなくなったとき，生徒は崩れる。**

(3)　他者に依存し合い，支え合う関係づくり

「他者に依存できない生徒は，自立もできない」⇒問題を一人で抱え込まない。生徒，教師，保護者，関係者等と深く聴き合い，温かい言葉で正確に伝え合い，依存し合い，支え合う。

授業改善

□教師と生徒とのかかわりを変える
□「対話」と「協同」のある學び
□聴く・つなぐ・もどす・ケアする
□積極的な授業公開と同僚性の構築

きき合う学級づくり

□生徒と生徒のかかわりを変える
□コの字型机配置と小グループ活動
□間違いや多様な考えを認め合う
□「わからない」から始まる深い学び

行事・会議等の改善

□行事・会議等とのかかわりを変える
□授業時数の確保，多忙感の軽減
□行事・会議等の精選，運営の工夫
□異学年交流の推進・充実

地域連携の強化

□保護者・地域とのかかわりを変える
□保護者や地域住民の授業や行事等への積極的な参加を促進
□積極的な情報発信で正しい理解

教育相談の重点

(1)生徒自身の問題を自らの力で解決できるように支援する。
(2)不登校傾向の生徒の情報を的確に把握し，担任を中心としたチームで指導・支援を行う。
(3)教育相談の研修を継続して行い，一人一人の教師の教育相談に関する知識・技術の向上に努める。
(4)生徒に自己存在感を与え，共感的な人間関係づくりを通して自己指導能力の育成を図る。
(5)各担当の役割を明確にし，相互協力により指導・支援を行う。

静黙読書(朝の読書)

□言語能力を高める
□漢字が読めるようにする
□書きたい欲求を目覚めさせる
□「わかった！」という実感を持たせる
□コミュニケーションを豊かにする
□「聞く・話す・読む・書く」力を付ける

黙動清掃(縦割り清掃)

□みんなで協力する心を育てる
□おしゃべりを我慢する心を育てる
□場所やモノに感謝する心を育てる
□汚れに気づき，掃除を工夫する心を育てる
□社会性や人間関係能力を育てる

教科指導

「学び続ける生徒は，決して崩れない」「一人残らずすべての生徒の学びを保障する」授業づくりに努める。
(1)成就感・達成感を大切に自主的な学習態度を育成する(「わからない」「ここどうするの？」「教えて!」と言えるように)。
(2)一人一人の良さを生かす個に応じた指導の充実に努める。
(3)学習に対する意欲の向上につながる評価方法の研究に努める。

道徳教育

豊かな心，正しいことを着実にやり抜く強い意志を持つ生徒の育成を図る。
(1)道徳の時間の確保とその指導の充実に努める。
(2)学校の教育活動を通して，生徒一人一人の道徳性の育成を図る。
(3)学校，家庭，地域との連携を図る。
(4)「黙動清掃」「静黙読書」「あいさつ」「歌声」を通して，心を育てる(「心の教育の充実」)。

特別活動

自主的・自治的活動への意欲の向上を図る。
(1)自主的・実践的に活動できる生徒会活動の育成に努める。
(2)学級活動の充実を図り，集団や社会的一員として望ましい資質を身に付け，自己を生かす能力を養う。
(3)間違いや多様な考えを認め合え，何でも言える「きき合う学級づくり」に努める。
(4)部活動，委員会活動，ボランティア活動の活性化を図る。

校　長

(1)問題解決への指導助言
(2)「学びの共同体」の体制づくり
(3)校内研修の指示・援助
(4)同僚性の構築

学級担任

(1)生徒一人一人の内面的な理解を図り，信頼関係を確立する。
(2)心のふれあえる学級の雰囲気づくりをする(「ひとりぼっちをつくらない」)。
(3)自己実現への援助をする。
(4)効果的な支援のために学年職員との連携を図る。

養護教諭

(1)心身の健康面への支援と指導
(2)問題を抱える生徒の受容と援助
「丸ごと引き受ける」
(3)生徒指導担当，担任との連絡・報告・調整
(4)管理職への「報告」「連絡」「相談」

教科担当

(1)学業不振・不適応生徒を担任・教育相談担当等と協力して指導援助する。
(2)「すべての生徒の学びの保証」

生徒指導担当

(1)教育相談を必要とする生徒に対して，コーディネーターと連携を取り，望ましい指導援助をする。
(2)問題行動やその背景についての情報を全職員で共有する。
(3)毎週の運営委員会における各学年の情報連携

教 育 相 談 担 当

(1)担任が抱えている課題を持つ生徒や親の相談について助言する。
(2)登校できない生徒などの理解や援助の仕方について，話し合い，解決に向けて援助する。
(3)生徒理解のためのアンケートや調査を計画的に実施し，結果を提供・保存する。
(4)生徒指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー，村教育相談員，村福祉課等との連携を図り，学級担任がより良い方向を目指せるよう援助する。
(5)学年にこだわらず，柔軟かつ総合的に対応できる体制をつくる。
(6)毎週の運営委員会において，各学年の情報連携・行動連携を図る。
(7)年間を通して教育相談の研修を行い，教育相談についての知識や技術の向上に努める。